

日本福祉大学大学院 社会福祉学研究科社会福祉学 専攻(通信教育)授業科目履修規程

第1章 総則

(目的)

第1条 日本福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程（通信教育）（以下、本課程という）の授業科目の履修並びにこれに関する事項は、日本福祉大学大学院学則（以下、学則という）によるほか、この規程の定めるところによる。

第2章 修了要件

(修了要件)

第2条 本課程を修了するためには、本課程に2年以上在学し、特講科目（必修科目2単位を含む）20単位以上、領域演習科目の3科目から1科目4単位を選択必修、計24単位以上を修得し、かつ特別研究指導演習科目2科目6単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出しその審査及び最終試験に合格しなければならない。

第3章 授業科目と履修方法等

(授業科目と履修方法等)

第3条 本研究科の授業科目、単位、学年配当、履修方法、授業形態、履修条件は別表1のとおりとする。

(履修登録)

第4条 授業科目を履修し、単位を修得するためには、毎学年度当初の所定の期間に履修登録をしなければならない。

2 前項にも関わらず、後期復学学生ならびに年度当初に履修登録を行わなかった者に限り、後期の所定期間に後期開講科目の履修登録を認める。

また、やむをえない事情により、後期からの履修登録の変更を認める場合がある。

3 病気、その他やむをえない理由により所定の期間に履修登録できない場合は、直ちに届け出て指示を受けなければならない。

(履修の制限)

第5条 すでに単位を修得した同一科目を履修することはできない。

(既修得単位の認定)

第6条 本研究科入学前に大学院で修得した単位を、本人の申請により本研究科で修得した単位として認定することができる。

2 前項により認定できる単位は、本研究科に開講する授業科目と同一名称又は同一・類似内容のもので、単位数が同等以上のものに限り、第7条及び第8条で認定する単位を含め、10単位を限度に算入することができる。

3 前項で算入する授業科目は特講科目とする。

(他の大学院で修得した単位の認定)

第7条 他の大学院において科目等履修生として修得した単位を、本人の申請により本研究科で修得した単位としてみなすことができる。

2 前項において認定できる単位は本研究科に開講する授業科目と同一名称又は同一・類似内容のもので、単位数が同等以上のものに限り、第6条及び第8条で認定する単位を含め、10単位を限度に算入することができる。

3 前項で算入する授業科目は特講科目とする。

(他の研究科又は専攻で修得した単位の認定)

第8条 他の研究科又は専攻において修得した単位を、本人の申請により本研究科・専攻で修得した単位としてみなすことができる。

2 前項により認定できる単位は、許可された科目について第6条及び第7条で認定する単位を含め、10単位を限度として算入することができる。

3 前項で算入する授業科目は特講科目とする。

第4章 授業

(授業の形態)

第9条 授業の形態は、通信授業、対面授業、集中授業に区分する。

2 通信授業は、半期又は通年で開講する。開講科目は年度はじめに発表する。

3 対面授業は、授業の一部又は全てをスクーリング期間に連続して開講する。スクーリング期間、科目、日程は年度はじめに発表する。

4 集中授業は、集中授業期間に連続して開講する。集中授業期間、科目、日程等は年度はじめに発表する。

(授業の方法)

第10条 授業は、講義、演習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本課程は、前項に規定する授業を、印刷教材や多様なメディア等を複合的かつ高度に利用して授業を行う。

3 印刷教材等による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。対面授業又はメディアを利用して行う授業については、15～30時間の授業をもって1単位とする。

第11条 年度途中に、やむをえない事情で対面授業の日程や教室を変更する場合はある。変更についてはその都度告知する。

第5章 日本福祉大学大学院社会福祉学研究科授業履修規程の準用

(本規程に定めがない事項)

第12条 本規程に定めがない事項については、日本福祉大学大学院社会福祉学研究科授業履修規程を準用する。

第6章 規程管理

(規程の所管課室)

第13条 本規程の所管課室は名古屋事務室とする。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、社会福祉学研究科委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則

- 1 本規程は、2004年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、2006年4月1日から一部改正施行する。
- 3 本規程は、2007年4月1日から一部改正施行する。
- 4 本規程は、2008年4月1日から一部改正施行する。
- 5 本規程は、2009年4月1日から一部改正施行する。
- 6 本規程は、2010年4月1日から一部改正施行する。
- 7 本規程は、2013年4月1日から一部改正施行する。
- 8 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。
- 9 本規程は、2021年4月1日から改正施行する。
- 10 本規程は、2022年4月1日から改正施行する。

別表1 (第3条関係)

社会福祉学専攻修士課程(通信教育)

選択 必修	授業科目名	単 位	履修方法及び 開講形態	履修年次
(特講科目)				
必修	社会福祉研究法論特講	2	通信・対面	1年次
選択	調査研究方法論特講	2	集中	1・2年次
	社会福祉方法論特講	2	通信	
	社会福祉理論政策特講	2	通信	
	社会保障論特講	2	通信	
	社会福祉計画論特講	2	通信	
	地域福祉論特講	2	通信	
	福祉住環境論特講	2	通信	
	福祉施設マネジメント論特講	2	通信	
	司法福祉論特講	2	通信	
	障害者福祉論特講	2	通信	
	高齢者福祉論特講	2	通信	
	児童福祉論特講	2	通信	
	保育論特講	2	通信	
	精神保健福祉論特講	2	通信	
	医療福祉論特講	2	通信	
	ケアマネジメント論特講	2	通信	
	会計学特講	2	通信	
	福祉サービスマネジメント特講 I	2	集中	
福祉サービスマネジメント特講 II	2	集中		
(領域演習科目)				
選択 必修	福祉政策領域演習	4	通信・対面	1年次
	福祉臨床領域演習	4		
	地域福祉領域演習	4		
(特別研究指導演習科目)				
必修	特別研究指導演習 I	2	通信・対面	I は 1 年次 II は 2 年次
	特別研究指導演習 II	4		